

月分ノ給料並ニ解雇手當一ヶ月分ヲ支給シ就職ノ先
取遣ニ就テハ回答ヲ保留スル旨回答セルヲ以テ交渉
不調ニ終レリ

一 二 労働者側

長業員ハ目下緊縮中ノ取柄ニ居住ニ事業主ヨリ退
シホムルニ之ニ應セス態度極メテ強硬ナリ

一 事業主側

労働者側ノ要求ニ對シ讓歩ノ餘地ナシト稱シ居ルニ
事業主ト取引関係アル松本油店主ヲ勞資間ノ斡旋ニ
努メワ、アルヲ以テ解決近キニアリト思料ス

右及申(通)報候也

第342号

昭和五年十月一日

警視總監 丸山 鶴吉



内務大臣 安達謙藏 殿

社会局長 官 殿

三ッ山高會労働争議ニ関スル件 (解決)

要旨 事業主ノ取引先松本油店主ノ斡旋ニ依リ本日争議解決セリ

種別 労働争議ニ関シテハ既報ノ通ナルカ客月廿八日京
橋三鉄砲洲松本油店ニ於テ全店主ノ斡旋ニ依リ先ノ条
件ヲ以テ解決シ廿九日解雇手當ノ支給ヲ了シタリ

記